

教えて

日生協企業年金基金のこと



～ 第10話 一時金にかかる税金について (退職所得) ～

(前回のお話の続きです。やはり一時金を受け取る人が多いみたいで…)

- 🍏: 加入期間15年以上で年金を受けられる人でも、一時金を選ぶ人が多いみたいだよ。
- 🍊: やっぱり先にお金を全部受け取れる方が色々助かりますもんね…
ところで今回の🍌さんみたいに一時金がもらえる人は、給料みたいに税金が差し引かれたりするんですか？
- 🍏: 良い質問だね。🍌君のような退職後にもらう「一時金」は「退職所得」の扱いになるんだよ。「退職所得」は、場合によっては税金がかかることもあるね。
- 🍊: 「退職所得」？
- 🍏: 聞きなれない言葉だね。退職に基づいて基金から受け取る「一時金」と勤務先や他の企業年金等から受け取る「退職金」が「退職所得」だよ。それらを合算した金額で税額を計算するよ。
- 🍊: ではその税額を引いた分がもらえる金額ということですね。
- 🍏: そうだね。計算方法は、基金のホームページにあるから参考にしてね。

(続きをお楽しみに～)

☆☆祝! 第10回! ということでこれまでの登場人物紹介です! ☆☆

- 🍊さん 入協1年目の新人。基金のことに興味深々! 主人公? (1話～)
- 🍏さん 🍊さんと同じ部署で基金のことに詳しくて面倒見の良い先輩 (2話～)
- 🍌さん 退職したベテラン職員 (1話)
- 🍇さん 総務課にいる基金の事務手続き等行っている頼れる人 (6～7話)
- 🍌君 半年前に退職した職員。ちょっとルーズな性格 (8話)
今後も新キャラ (フルーツ) が出てくるか!? お楽しみに!

今回のポイント

退職後にもらう「一時金」は、「退職所得」になります。

基金クイズ 難易度★★★★

Q: 日生協企業年金基金を退職以外の理由で脱退した場合、所得税法上の区分はどうなるでしょうか?

- ①雑所得 ②配当所得 ③一時所得

(正解は次号でお知らせします!)

前回クイズの答えは「①一時金」でした。